

# 特別養護老人ホーム ヴィラ本郷 料金表 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

2021年10月～

## ①介護保険サービス費 日額 (基本サービス費、各種加算)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	520 円	641 円	686 円	763 円	842 円	919 円	994 円
2割負担	1,040 円	1,282 円	1,372 円	1,526 円	1,684 円	1,838 円	1,988 円
3割負担	1,560 円	1,923 円	2,058 円	2,289 円	2,526 円	2,757 円	2,982 円

※ 状況や利用される方の状態により加算内容が変わるため、変動がある可能性があります。

詳しくは別紙「①介護保険サービス費の内訳」をご参照ください。

## ②特定費用 日額 (3食を食べられた場合)

	食費	居住費	1日分合計
第1段階	300 円	320 円	620 円
第2段階	600 円	420 円	1,020 円
第3段階①	1,000 円	820 円	1,820 円
第3段階②	1,300 円	820 円	2,120 円
第4段階	1,445 円	1,171 円	2,616 円

朝食：445円 昼食：500円 夕食：500円

## 1日あたりの利用料金目安 (① + ②)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階(1割)	1,140 円	1,261 円	1,306 円	1,383 円	1,462 円	1,539 円	1,614 円
第2段階(1割)	1,540 円	1,661 円	1,706 円	1,783 円	1,862 円	1,939 円	2,014 円
第3段階①(1割)	2,340 円	2,461 円	2,506 円	2,583 円	2,662 円	2,739 円	2,814 円
第3段階②(1割)	2,640 円	2,761 円	2,806 円	2,883 円	2,962 円	3,039 円	3,114 円
第4段階(1割)	3,136 円	3,257 円	3,302 円	3,379 円	3,458 円	3,535 円	3,610 円
第4段階(2割)	3,656 円	3,898 円	3,988 円	4,142 円	4,300 円	4,454 円	4,604 円
第4段階(3割)	4,176 円	4,539 円	4,674 円	4,905 円	5,142 円	5,373 円	5,598 円

### ● 『介護保険負担割合証』をご提示ください

前年の所得等により負担割合が決定されています。介護保険サービスの費用に関わりますので、お手数ですがご利用時にご提示をお願いいたします。

### ● 『介護保険負担限度額確認証』をご提示ください (対象者のみ)

介護保険の負担限度額認定とは、介護保険施設を利用する際の住居費と食費を軽減できる制度です。ただし軽減制度を受けられるかどうかは、所得と預貯金等の資産で判断されます。

申請は各市区町村の介護保険課窓口にて行えますので、ご利用前にご確認をお願いいたします。

### ● 実費負担が不要なもの (洗濯料金、光熱費、介護消耗品、教養娯楽費等)

洗濯料金、光熱費、寝具のリース (毛布等は除く) は利用料金に含まれておりますので、別途費用はかかりません。オムツ代などの生活に係る介護消耗品、またレクリエーション等で発生する教養娯楽費についても同様となります。

### ● 実費負担が必要なもの

内服薬代・病院受診代・各種予防接種代・理美容代などの費用、また個人性が高い物品・日用品・嗜好品などについては自己負担となります。

## 別紙 ①介護保険サービス費の内訳

### 【短期入所生活介護】

(1単位=10円)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		単位/日	単位/日	単位/日	単位/日	単位/日
a	※1 基本サービス費	596	665	737	806	874
	サービス提供体制加算Ⅰ	22	22	22	22	22
小計		618	687	759	828	896
b	介護職員処遇改善加算Ⅰ (所定単位数a×加算率8.3%)	51	57	63	69	74
	特定介護職員処遇改善加算Ⅰ (所定単位数a×加算率2.7%)	17	19	20	22	24
小計		68	76	83	91	98
日合計単位(a+b)		686	763	842	919	994

### 【介護予防短期入所生活介護】

(1単位=10円)		要支援1	要支援2
		単位/日	単位/日
a	基本サービス費	446	555
	サービス提供体制加算Ⅰ	22	22
小計		468	577
b	介護職員処遇改善加算Ⅰ (所定単位数a×加算率8.3%)	39	48
	特定介護職員処遇改善加算Ⅰ (所定単位数a×加算率2.7%)	13	16
小計		52	64
日合計単位(a+b)		520	641

### 【加算について】

状況や利用される方の状態により、以下の加算が追加されます。 (※短期、予防短期ともに共通)

- 送迎加算 184 単位/回  
心身の状態やご家族の状況に応じて、施設と居宅の間の送迎が必要な方へ、送迎サービスを提供した場合に算定されます。岩国市圏内が対象となります。
- 療養食加算 8 単位/食  
医師の指示箋に基づき疾病治療の手段として、栄養士の管理のもと療養食を提供した際に算定されます。
- 若年性認知症受入加算 120 単位/日  
若年性認知症利用者に対し、選定された個別担当職員を中心に特性とニーズに合わせたサービスを行うことで算定されます。
- 緊急短期入所受入加算 90 単位/日  
居宅ケアマネの判断に基づき、非計画的の短期入所サービスを緊急的に行った場合に算定されます。基本7日を限度としますが、介護者の疾病等やむを得ない事情がある場合等は14日を限度とします。